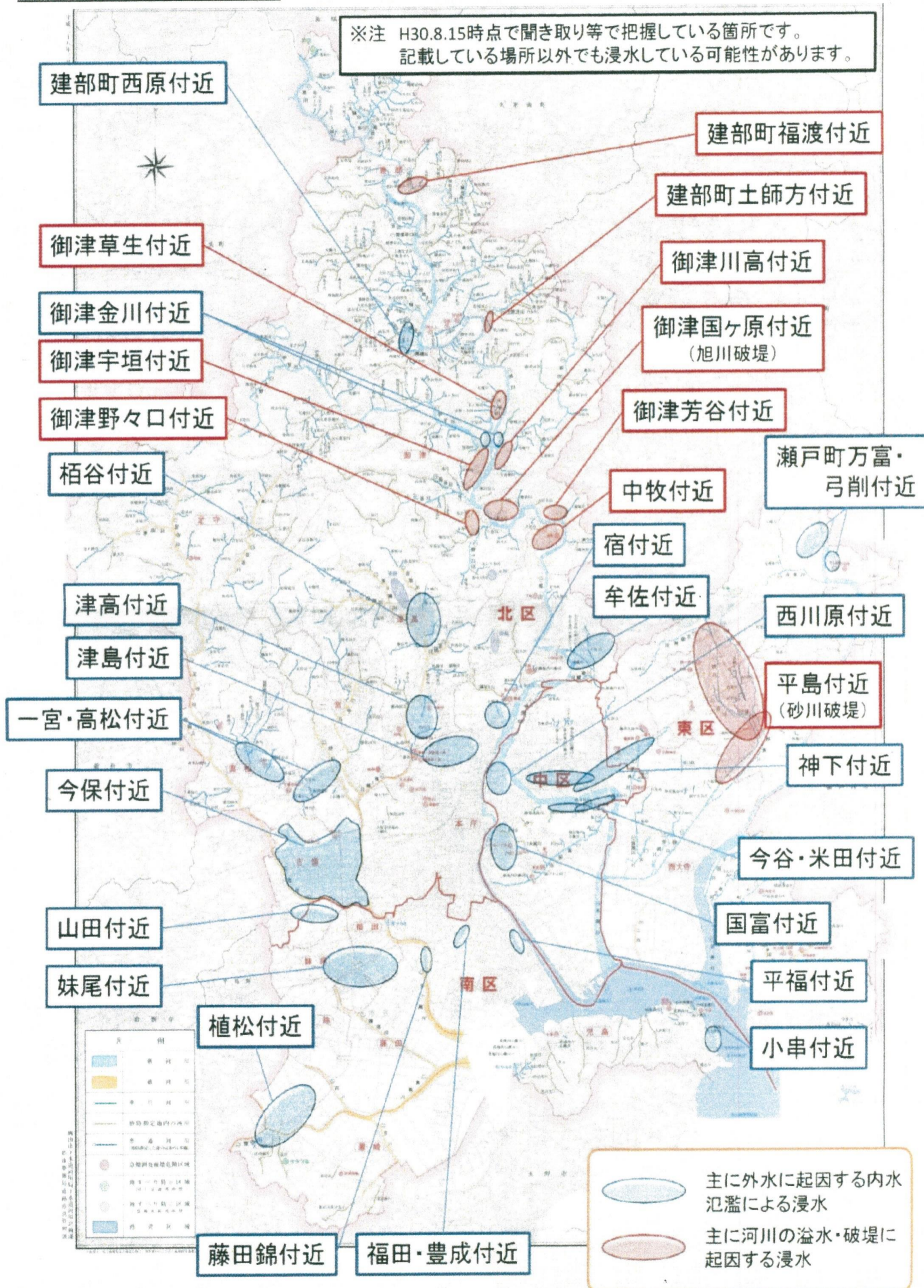


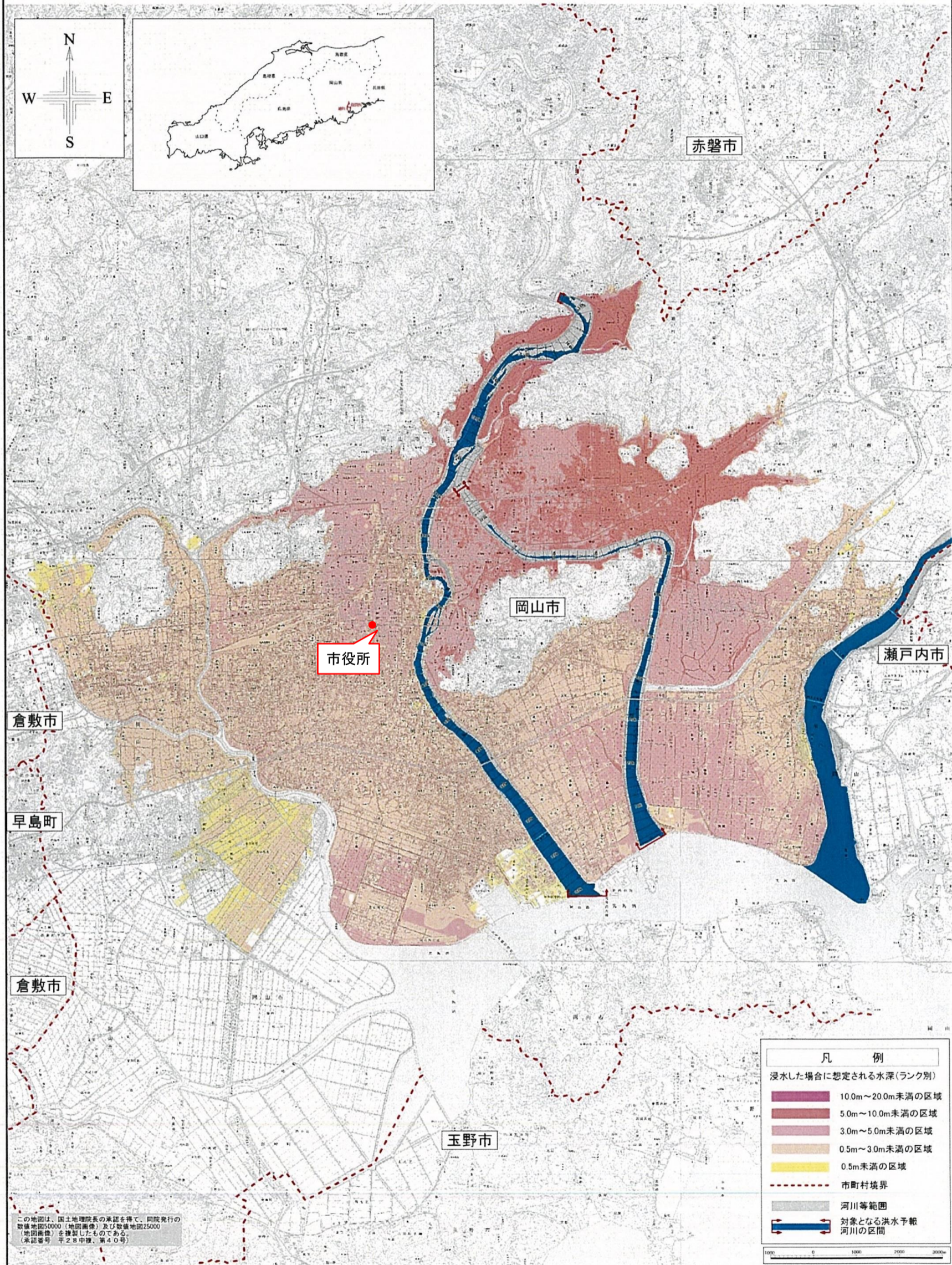
資料1 主な浸水区域(8/15時点) (建設委員会資料から)

主な浸水区域図



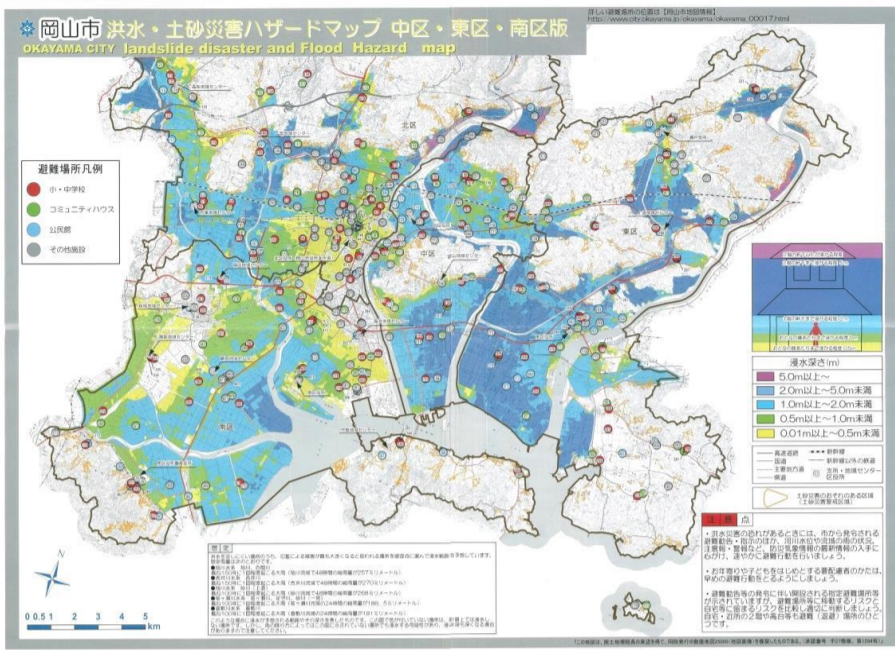
資料2 浸水想定区域 総雨量48h/756mm(国土交通省岡山河川事務所HPから) H29.4月改訂

旭川水系旭川・百間川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)
 (総括版)



資料3 岡山市洪水ハザードマップ 総雨量48h257mm H28.3 月作成

2018年9月議会 代表質問資料(9/11)
日本共産党岡山市議団 田中のぞみ



資料4 指定避難所について (岡山市防災マニュアル第3版から)

指定避難場所一覧表

※28ページで『災害種別ごとの避難所区分』について説明しています。

全ての小中学校、公民館、コミュニティハウスを指定

1 岡山市立小学校

学校名(市立)	所在地	災害種別毎避難場所区分				指定避難所
		津波	洪水	土砂災害(*)	地震(*)	
1 足守	北区足守789	○	△	○	○	○
2 巖	北區大井360	○	○	○	○	○
3 石井	北區寿町2-8	○	△	○	○	○
4 大野	北區大安寺南町2-8-36	○	○	○	○	○
5 三門	北區下伊福西町5-37	○	○	○	○	○
6 岡山中央	北區弓之町9-27	○	○	○	○	○
7 吉備	北區庭瀬256	○	△	○	○	○
8 慶南	北區東花尻241-1	○	△	○	○	○
9 伊島	北區伊島町1-6-6	○	△	○	○	○
10 津島	北區津島本町19-1	○	○	×	○	○
11 津島	北區津島上町19-12	○	○	○	○	○

資料5 要配慮者への対応 (岡山市防災マニュアル第3版から)

要配慮者の支援について

(中略)

個別計画策定までのながれ

- 1 地域の避難支援体制づくり (地域内で話し合い、支援者、避難場所など、具体的な活動基準を決めておきます。)
- 2 地域内の要配慮者の確認 (避難行動要支援者名簿等を活用し、避難支援の対象者を把握します。)
- 3 個別計画の策定 (要配慮者本人を交え、支援者、避難場所などを決めて、個別計画に記載します。)
- 4 個別計画の情報の共有、管理 (策定した個別計画は、要配慮者本人、その家族、支援者等が保管するほか、市に提出していただくことで、情報を共有します。個人情報、目的外に使用されないよう適切に管理しなければなりません。)
- 5 個別計画の更新 (災害時に、迅速かつ適切な避難のために、計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに更新し、その情報を共有しておく必要があります。)

資料6 避難所とは(岡山市要配慮者支援全体計画29.4から)

2 用語解説

(6) 避難(場)所について

災害時における避難(場)所としては、以下のものが挙げられる。

ア「指定避難場所」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害種別ごとに、当該災害から緊急に逃れるため指定した避難場所

イ「指定避難所」

市が、指定した施設で、宿泊、給食などの一部生活機能を提供できる施設で、小学校、中学校、公民館など。

ウ「広域避難場所」

風水害や地震又は同時多発火災などが発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予測される場合の避難に適する、大きな公園など。

エ「協定避難所」

市が民間等との協定により避難所として確保した施設など。

オ「その他」

洪水等の災害で、時間帯や周辺の状況により避難場所への避難が危険

資料7 公費撤去に対する国会答弁 (8/2参院災害対策特別委の議論から)

日本共産党の仁比聡平議員が西日本を中心とする豪雨災害の被災地での調査を踏まえ、2日の参院災害対策特別委員会でも提起した具体的要望事項と政府答弁(要旨)は次の通りです。

豪雨災害に比議員の質問と政府答弁

- 壊れた建物や敷地内の土砂は、自力で撤去できない。自治体は、民間業者を依頼して撤去費用の事後精算もできる。
- 被災者の負担はないか。行政の手当が間に合わず、民間業者に依頼した撤去費用の事後精算もできるか。
- 環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金による自治体の撤去費用は、経費削減の被災者負担は必要ない。所有者が撤去した場合も、市町村の事業として処理すれば補助対象となり、事後償還も可能(被災者負担あり)。
- 空き家のがれき、屋内の床下を埋めた土砂の撤去にも使えるか。
- 被災市町村が生活環境保全上実施した場合は補助対象だ(和野篤也環境省政策総括審議官)
- 全半壊、床上床下などを問わず、災害救助法の未適用地域でも活用できるか。
- 住家の被害状況や災害救助法の適用のいかにかわららず補助対象だ(同)
- 環境省の事務連絡(7月20日付)には「全壊家屋」の公費解体が明記されているが、悪臭がひどく、公費解体の対象に。
- 今回は土砂の被害が多く、震災とは異なるので、現場の状況を確認し、迅速な処理に向けて検討する(被災者支援大臣)
- 長期避難が懸念され、コミュニティ「しんぶん赤旗」2018年8月3日付より転載
- 「あり方や被災者のニーズ、地域の気候や高齢化の実情に合わせ、断熱やバリアフリー、台所のつり戸棚の工夫など自由度の高い木造仮設住宅の積極活用を。木造やプレハブなどの選定は自治体が判断する。被災者や地域の状況を踏まえ、一刻も早く提供できるように適切に助言する(小此木八郎防衛担当相)」
- 「万が一の災害で速やかに木造仮設住宅を建設できるよう、平時から木造建築事業者団体等と都道府県との災害協定締結が進むよう助言していく(小此木担当相)」
- 持ち家が土砂災害に襲われ、岡山から土石流が迫り、生活道路も埋まり、長期に自給生活できない被災者にも雇入れ(りさい)証明を交付し、仮設入居の支援を。
- 二次災害で住宅が被害を受ける恐れや、ライオンズ施設、地すべりなどで避難指示を受けている場合など、長期に自宅に住めない被災者も仮設住宅に入居可能だ(海堀安富内閣府防災政策総括審議官)
- 「商工業者への直接支援で、東日本大震災や熊本地震で活用されたグループ補助金の速やかな実施を。グループ補助金による設備復旧支援や持続化補助金による小規模事業者の販路開拓支援への要望も踏まえ、速やかに必要な支援措置を実施できるように取り組む(平木大作経済産業政策総括審議官)」
- 「農地復旧の道筋を示さなければ、農機具被害だけで1千万円超の生産者に何人も会った。経営体育成支援事業の支援対象や補助率を速やかに具体化すべきだ。被災状況に応じて早急に検討していく(谷合正明農林水産部大臣)」

資料8 住家被害認定調査票の記入例(国通知等から)7月12日内閣府 事務連絡より

「平成30年7月豪雨における住家の被害認定調査(第1次調査)の
効率化・迅速化にかかる留意事項について」

(略)
なお、越流、堤防決壊等により広範囲に浸水した区域については、前述の「外力が作用する
ことによる一定以上の損傷が発生している場合」として取り扱うことに差し支えありません。

「外水」判定のシート

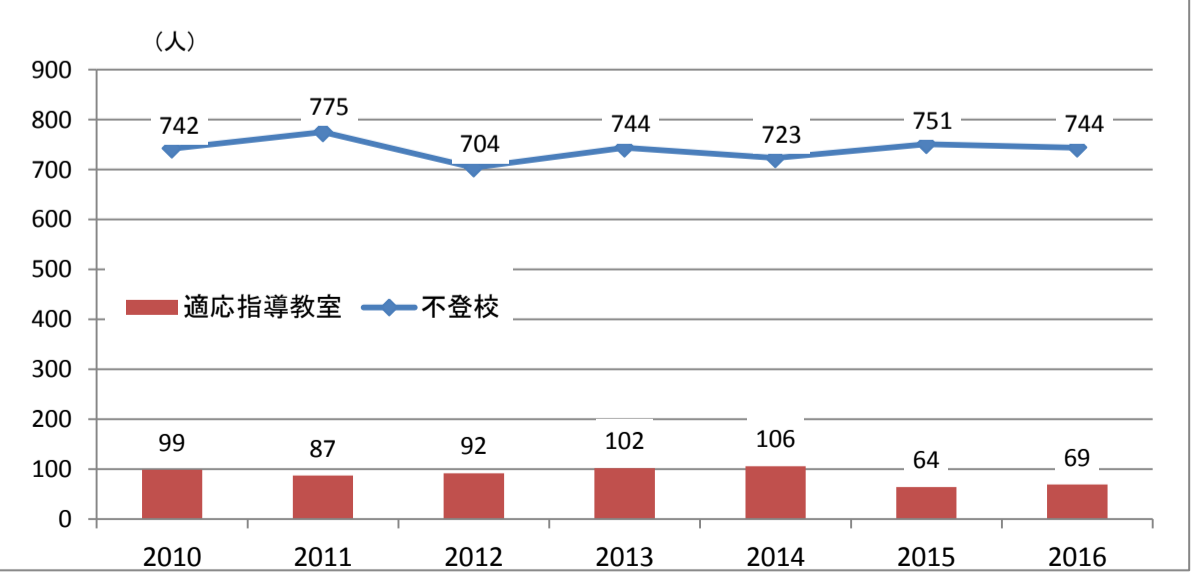
住家被害認定 調査票 水害 第1次(外力 による被害 の有無を 判定する ための調査)	調査票 番号 201806200211	調査日 平成 30年 6 月 20日 16:40 ~ 17:00	調査員 田中 ぞみ	住所 XXXXXXXXXX
1 調査内容 住家被害認定	2 被害状況 浸水 床上 床下	3 被害程度 全壊 大規模半壊 半壊 被害割合 50%以上	4 被害原因 越流 堤防決壊 その他	5 被害範囲 全戸 一部
6 被害原因 越流 堤防決壊 その他	7 被害範囲 全戸 一部	8 被害程度 全壊 大規模半壊 半壊 被害割合 50%以上	9 被害状況 浸水 床上 床下	10 調査内容 住家被害認定

「内水」2次調査シート

住家被害認定 調査票 水害 第2次(内 水による 被害の有 無を判定 するた めの調査)	調査票 番号 201806200211	調査日 平成 30年 6 月 20日 17:00 ~ 17:30	調査員 田中 ぞみ	住所 XXXXXXXXXX
1 調査内容 住家被害認定	2 被害状況 浸水 床上 床下	3 被害程度 全壊 大規模半壊 半壊 被害割合 50%以上	4 被害原因 越流 堤防決壊 その他	5 被害範囲 全戸 一部
6 被害原因 越流 堤防決壊 その他	7 被害範囲 全戸 一部	8 被害程度 全壊 大規模半壊 半壊 被害割合 50%以上	9 被害状況 浸水 床上 床下	10 調査内容 住家被害認定

「内水」の場合は、浸水深30cm
以上の場合に、全て2次調査
を行う。

資料9 小中学校の不登校と適応指導教室の人数(市資料からグラフ化)



新たな支援が必要。
学校ではない、
日中の「居場所」
づくりを。